の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に代替国で生産された調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国販売価格」という。）を用いることとした。

調査当局が知り得た中国所在の供給者に対して質問状を送付したが、指定された期限までに必要な情報が提供されなかったことから、知ることができた事実により、不当廉売の事実を検討することとした。この場合において、正常価格算出のため代替国販売価格を用いて、不当廉売差額率を算出した結果、七十四・六七パーセントであった。

以上から、中国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が推定された。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦へ輸入される調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）は、本邦の市場での販売量を年々増加させた。また、当該輸入貨物は、本邦において生産された当該輸入貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との高い代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。

本邦の産業については、当該輸入貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。

以上から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

(一)　調査により判明した事実に係る不当廉売関税に関する政令第十条第二項又は第十条の二第二項の規定による証拠の提出、同令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　平成二十六年十二月二十四日

ロ　意見の表明についての期限　平成二十六年十二月二十四日

(二)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に当該原文を添付するものとする。

(四)　不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

○農林水産省告示第千七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大阪府三島郡島本町大字大沢四四、四五、四六の一、四七、四八の一、四九の一、五〇、五一、五三から五五まで、六〇の一、一〇五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び島本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市鶯沢北郷紙漉沢一〇六の四、一〇六の八、一〇六の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町丁保余原字岡谷二六三の一七、二六三の一八、二六三の四三、二六三の四四、二六三の四六、二六三の三〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡谷二六三の一七・二六三の一八・二六三の四三・二六三の四四・二六三の四六・二六三の三〇一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町山手字東大迫一二七の一八、一二七の二一、一二七の二三、一二七の五六、一二七の六四、一二七の六五、一二七の七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東大迫一二七の一八・一二七の二一・一二七の二三・一二七の五六・一二七の六四・一二七の六五・一二七の七一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字松原字松原四八七、四八八、四九二の一、四九三から四九五まで、北広島町橋山字向山一九〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備